

# 広島県環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領

令和5年4月1日制定

令和5年11月22日改正

## 1 目的

この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に規定する環境負荷低減事業活動実施計画または特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定等について、法並びに環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（令和4年9月15日4環バ161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）及び広島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## 2 実施計画の認定申請

- (1) 基本計画を作成した市町の区域において環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体（農業協同組合等、以下「申請団体」、申請団体の構成員は「団体申請者」という。）（以下、「農林漁業者等」という。）は、申請書（様式第1号又は第2号）に、実施計画（様式第3号又は第4号）その他必要書類を添付し、当該市町（「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）」第3条に規定する市町に限る（以下「経由事務市町」という。)) 長、農林水産事務所（農林事業所）長又は畜産事務所長（以下、「所長」という。）を経由して知事に申請するものとする。

なお、実施計画の範囲が複数市町にわたる場合は、所長を経由して知事に申請するものとし、複数の所長にわたる場合は、直接知事に申請するものとする。

- (2) 申請団体が申請を行う場合は、(1)の申請書（様式第1号又は第2号）及び実施計画（様式第3号又は第4号）に加え、団体申請者個々に記載が必要な項目は別添1～4の団体申請者一覧表等の添付に代えることができる。
- (3) 申請書を受理した経由事務市町長は、形式の不備がないことを確認し、様式第5号により代表申請者の業種に応じて所長に進達するものとする。
- (4) (1)により、経由事務市町長から、あるいは農林漁業者等から直接、申請書を受理した所長は、内容の不備がないことを確認し、様式第6号により計画に対する所長の意見を付して知事に副申するものとする。

なお、実施計画の環境負荷低減事業活動の類型がa、又は特定環境負荷低減事業活動の類型がA及びC（aに限る）であるものについては、農林水産事務所（農林事業所）長は、実施計画の市町を管轄する農業技術指導所長の意見書（様式第7号）を付して県知事に提出するものとし、(1)によって申請書の提出が農林漁業者等から直接知事に行われた場合に

あつては、知事が当該市町を管轄する農業技術指導所長に対し、意見書の提出を求めるものとする。

### 3 実施計画の認定

- (1) 知事は、実施計画の審査にあつては、法第 19 条第 5 項及び法第 21 条第 5 項並びに基本方針、ガイドライン及び基本計画に則して行うものとする。
- (2) 知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、様式第 8 号に当該認定に係る計画の写しを付して、所長を通じて当該計画に係る関係市町長の意見を聴くものとする。この場合、関係市町長は、基本計画に照らして適切なものであること等の認定要件に則して判断し、様式第 9 号により知事に意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。
- (3) 実施計画の認定期間は、認定した日から 5 年（ただし、環境負荷低減事業活動の実施期間の終期が認定日から 5 年以内の場合は、当該月の月末まで）とする。
- (4) 知事は、実施計画の認定をしたときは、2 による実施計画の申請にあたり経由した機関を遡って、様式第 10 号又は第 11 号により実施計画の認定を受けた農林漁業者等（以下「認定農林漁業者等」という。）へ通知するものとする。

認定しなかった場合にあつては、様式第 12 号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

なお、2 の(1)の規定によって申請書の提出が農林漁業者等から直接県機関の長に行われた場合にあつては、関係する市町長及び所長に対し、実施計画を付して認定結果を通知することとする。
- (5) 農林水産事務所（農林事業所）長又は知事は、2 の(4)によって農業技術指導所長に対し意見書の提出を求めたときは、(4)の認定結果に実施計画を付して農業技術指導所長に情報提供するものとする。
- (6) 知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしたときは、所長を経由して関係市町長に対し様式第 13 号により通知するものとする。また、中国四国農政局長に対し様式第 14 号（法第 21 条第 4 項第 2 号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項又は同条第 3 項第 2 号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）が実施計画に記載されているものに限る。）により、通知するものとする。

### 4 実施計画の再認定

- (1) 認定を受けた実施計画の認定期間の終期を迎える認定農林漁業者等が、引き続き環境負荷低減事業活動または特定環境負荷低減事業活動に取り組むときは、改めて実施計画の認定申請を行うことができる。
- (2) 実施計画の再認定を受けようとするときは、原則として、認定期間満了の 30 日前までに 2 の規定に準じて申請を行うものとする。
- (3) 実施計画の再認定に関する審査及び認定の手続きは、3 の規定に準じて行うものとする。
- (4) 実施計画の再認定の認定期間は、認定した日から 5 年（ただし、環境負荷低減事業活動の実施期間の終期が認定日から 5 年以内の場合は、当該月の月末まで）とする。

## 5 認定計画の変更

- (1) 認定農林漁業者等は、認定を受けた実施計画を変更しようとするときは、様式第 15 号の申請書を作成し、知事の承認を受けなければならない。申請書には、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（様式第 16 号）その他必要な書類を添付するものとする。
- (2) 申請団体が申請を行う場合は、変更前の実施計画の実施状況報告書（様式第 16 号）における団体申請者個々の実施状況については、別添 5 を付して申請する。
- (3) 変更の申請及び認定審査にあたっては、2 及び 3 の手続きに準ずるものとする。  
なお、県知事が認定した特定環境負荷低減事業活動実施計画については、その認定に際し既に関係市町長の意見を聴取していることから、当該計画の変更に伴い関係市町が追加される場合には、当該関係市町長のみ意見を聴取するものとする。
- (4) 認定農林漁業者等は、認定計画の軽微な変更をしようとするときは、様式第 17 号により、2 による実施計画の申請にあたり経由した機関を経由して知事に届け出るものとする。
- (5) 変更認定後の認定期間は、変更認定した日から変更前の認定期間の末日までとする。

## 6 認定計画の認定の取消し

- (1) 知事は、認定農林漁業者等が認定計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、当該計画の認定を取り消すことができる。認定を取り消す場合には、様式第 18 号によりその理由を明らかにした上で、認定農林漁業者等に通知するものとする。
- (2) 知事は、災害その他の事情により環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を継続することが困難になったこと等により、認定農林漁業者等から自発的な認定の取消しの申出があった場合には、様式第 19 号により当該認定を取り消すものとする。この場合、認定農林漁業者等は事業活動を継続することが困難となった理由を付した認定取消申出書（任意様式）を 2 で申請書を提出した県機関の長に直接提出するものとする。
- (3) 知事は、(1)、(2)により認定を取り消したときは、2 による実施計画の申請にあたり経由した機関を遡って県機関の長から直接認定農林漁業者等に通知するものとし、その写しを関係市町長に通知するものとする。

## 7 認定計画の実施状況報告

- (1) 認定農林漁業者等は、年度ごとの実施計画の達成状況等について実施計画実施状況報告書（様式第 20 号）により、4 月末日までに、2 で申請書を提出した経由事務市町長又は県機関の長に報告するものとする。
- (2) 申請団体が報告を行う場合は、実施計画実施状況報告書（様式第 20 号）における団体申請者個々の達成状況については、別添 5 を付して報告する。
- (3) (1) 及び (2) による報告書を受理した経由事務市町長は、毎年 5 月 15 日までに各認定農林漁業者等の申請書を提出した所長にそれぞれ提出するものとする。
- (4) 認定農林漁業者等は、認定期間終了後、実施計画実施状況報告書（様式第 20 号）により、認定期間終了から 30 日以内に、2 で申請書を提出した経由事務市町長又は県機関の長に報告するものとする。報告を受けた経由事務市町長は、当該認定農林漁業者等の申請書

を提出した所長に随時提出するものとする。

## 8 実施計画等への助言・指導

県、市町は、実施計画を作成しようとする農林漁業者等に対して必要な助言・指導を行い、認定後も導入計画の達成を促進するため、関係機関・団体等と連携し必要な助言・指導を行うものとする。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、実施計画の認定及び事務手続きに関し必要な事項については、農林水産局長が別に定めるものとする。

## 附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月22日から施行する。

様式第 1 号（法第 19 条第 1 項関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(提出する書面の目録) 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- (様式第 3 号) 環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- (別添 1-1、2-1、3-1、4-1) 団体申請用様式
- (別表 1) 特例措置の活用に関する事項
- (別表 2) 環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- (別表 3) 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- (別表 4) 農業改良措置に関する内容
- (別表 5-1) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- (別表 5-2) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- (別表 6) 食品等流通改善事業に関する事項
- (別表 6-1) 食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）
- (別表 6-2) 食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）
- (別表 6-3) 食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

様式第2号（法第21条第1項関係）

特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、特定環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(提出する書面の目録) 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- (様式第4号) 特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- (別添1-2、2-2、3-2、4-2) 団体申請用様式
- (別表1) 特例措置の活用に関する事項
- (別表2) 特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- (別表3) 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- (別表4) 農業改良措置に関する事項
- (別表5-1) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- (別表5-2) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- (別表6) 食品等流通改善事業に関する事項
- (別表6-1) 食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）
- (別表6-2) 食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）
- (別表6-3) 食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）
- (別表7-1) 農地法第4条第1項の特例措置の申請
- (別表7-2) 農地法第5条第1項の特例措置の申請
- (別表8) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請



### 3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

#### (1) 農林漁業経営の概況

- 注1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。
- 2 農業にあっては、環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。
- 3 申請者が複数人の場合は、申請者ごとに記載することとし、別添2-1の様式へ記載すること。

#### (2) 環境負荷低減事業活動の類型

a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少

b. 温室効果ガスの排出の量の削減

c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少

d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少

e. 餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少

f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用

g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減

h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

#### (3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

- 注1 環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

#### (4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：       年       月   ～       年       月（目標年度）

注 原則5年間（5作期）を定めること。



## (5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

品目	実施内容 (導入する生産方式)	資材の使用量等
	(有機質資材の施用)	(現状)
		(目標)
	(化学肥料の施用減少)	(現状)
		(目標)
	(化学農薬の使用減少)	(現状)
		(目標)
環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)	
	(目標)	

注1 作物ごとに記載し、記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。

3 「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、C/N比等）を記載すること。

4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材については1作当たりの施用 (t/10a) 量及び窒素投入量 (kgN/10a)、化学肥料については1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量 (kgN/10a)、化学農薬については1作当たりの成分使用回数(回)を記入すること。

5 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果及び取り組む圃場の位置を判別することができる地図（各圃場で栽培する作物名が分かるもの）を添付すること。

6 申請者が複数人の場合は、申請者ごとの実施内容、面積等が分かるように記載することとし、別添3-1の様式へ記載すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

- 注1 類型及び品目ごとに記載し、記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 「類型」には3（2）で選択した類型のアルファベットを記載すること。
- 3 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。
- 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。
- 5 申請者が複数人の場合は、申請者ごとの取組内容、面積等が分かるように記載することとし、別添3-1の様式へ記載すること。

#### (6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模	a	a
イ：売上高	千円	千円
ウ：経営費（生産コスト）	千円	千円
エ：所得（イーウ）	千円	千円

- 注1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
- 2 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
- 3 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。
- 4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
- 5 申請者が複数人の場合は、申請者ごとに記載することとし、別添2-1の様式へ記載すること。

#### (7) 環境負荷低減事業活動の実施体制

--

- 注1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
- 2 申請者が複数人の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や



養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

- 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分  
循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。
- 生産情報の記録及び保存  
生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。
- 生物多様性への悪影響の防止  
農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

#### 【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

#### (添付書類)

関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書





(別表3)

### 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には、名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに記載すること。

#### 1 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				
	施設の種類 ・用途等	新設等 の別	建築 面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
2 「番号」は、別表2の番号と対応するように記載すること。  
3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。  
4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

#### 2 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、別表2の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表 4)

農業改良措置に関する事項  
(法第 23 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名：
-----

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の新たな生産方式の導入	

注 1 当該措置の内容が該当する区分にチェック (レ) を付けること。

2 様式第 3 号に記載した環境負荷低減事業活動のうち、該当する区分において、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を次のとおり記載すること。

- (1) 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、新たな品目 (品種を含む。) の取組面積又は従来と同様の品目での規模拡大の内容 (ただし、環境への負荷の低減に資する場合に限る。)
- (2) 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 実施計画の「4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

(添付書類) 以下の書類を添付すること。

- 借入申込希望書兼経営改善資金計画書 (農業経営改善関係資金基本要綱別紙 1)
- 事業費のわかる資料 (見積書の写し等)



(別表 5 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項  
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名：
-----

注 申請者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

(2) 生年月日 (法人の場合は法人の設立年月日)

(3) 現在の経営の概要

経営類型	1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他( )			
経営規模	区	分	現 状	目 標 ( 年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 ( 年度)

注 様式第 3 号に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

(2) 管理方法

		現 状	目 標 ( 年度)
①家畜から排出される排せつ物の量		t / 年	t / 年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 ( )			
②の合計			
③堆肥製造量			
	うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量		
④堆肥販売量			
	うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量		

注1 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

2 「うち環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち様式第3号に記載した環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設整備の概要

以下の「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

<b>【講ずる措置の類型】</b>	
<input type="checkbox"/>	家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの
<input type="checkbox"/>	家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの
<input type="checkbox"/>	その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 ( 年度)			
施設・ 機械の 種類				別表2 に記載	別表2 に記載	
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料（千円） 利用期間（ 年～ 年）	支払 年度	別表2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名（現物出資の場合のみ）	出資額又は現物取得に 必要な事業費（千円）
現物出資・現金出資		

※参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 5 - 2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項  
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称： 代表者の氏名：
----------------

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

--

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の 種類・頭羽数	家畜排せつ物の 管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち環境負荷低減事業活動に関する製造量）及び販売量（うち環境負荷低減事業活動に関する販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 ( 年度)

注 様式第 3 号に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 ( 年度)
①家畜排せつ物の管理量 家畜頭数換算 牛 豚 鶏 馬 その他 ( )	t / 年 頭 頭 羽 頭 頭・羽	t / 年 頭 頭 羽 頭 頭・羽
②堆肥製造量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量	t / 年	t / 年
③堆肥販売量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量	t / 年	t / 年

注1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「うち環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち様式第3号に記載した環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

具体的な内容等は、(2)に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容	施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
	現 状	目 標 ( 年度)			
施設 ・ 機 械 の 種 類			別表2 に記載	別表2 に記載	
合計					

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

4 資金の調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表6)

**食品等流通合理化事業に関する事項**  
(法第27条関係)

**1 特例を必要とする者の氏名等**

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

**2 食品等流通合理化事業の目標**

注 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該食品等流通合理化事業を実施しようとする背景となる事情、食品等流通合理化事業の実施により実現を目指す姿、目標数値等を定量的又は定性的に記載すること。

**3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期**

**(1) 食品等流通合理化事業の内容**

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の3(3)に記載すること。また、当該内容に該当する以下の「講ずる措置の種類」にチェック(レ)を付けること(複数選択可)。

**【講ずる措置の種類】**

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 流通の効率化(イ)                 | <input type="checkbox"/> 品質管理及び衛生管理の高度化(ロ) |
| <input type="checkbox"/> 情報通信技術その他の技術の利用(ハ)        | <input type="checkbox"/> 国内外の需要への対応(ニ)     |
| <input type="checkbox"/> その他食品等の流通の合理化のために必要な措置(ホ) |  |

**(2) 食品等流通合理化事業の実施時期**

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の3(4)と異なる場合は記載すること。

年度 ～ 年度

注 食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

**(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要**

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

- ① 事業所又は卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始(開設)年月日：
- ④ 事業内容：

**(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資**

別表2に記載すること。

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法  
別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

--

注1 当該食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓）が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。

2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

## 6 借入する資金

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品等生産製造提携型施設		別表6-1
食品等生産販売提携型施設		別表6-2
卸売市場機能高度化型施設		別表6-3

(別表6-1)

### 食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等製造業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

#### 1 連携する環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 資本の額又は出資の総額： ( 年 月 日時点)
- ③ 従業員数又は組合員数： ( 年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

#### 2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への 伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績( 年度)	計画(5年後)	伸び率	実績( 年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注1 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

#### 3 安定的な取引関係の確立のために行う農林漁業投資

実施者	年度	農林漁業投資の内容	整備する施設等の 規模・能力等 (㎡等)	事業費 (千円)	別表2 の番号
	別表2 に記載			別表2 に記載	
	別表2 に記載			別表2 に記載	
	別表2 に記載			別表2 に記載	

注1 安定的な取引関係を確立する農林漁業者が、別表2に記載した設備等への投資を行う場合は、その内容を記載すること。

2 「農林漁業投資の内容」の欄は、安定的な取引関係を確立する農林漁業者が実施する、農林漁業



用生産施設（種苗施設、農林漁業用生産機械、農林水産物貯蔵施設等）の整備、農林漁業用共同利用生産施設（堆厩肥舎、農林水産物集出荷施設、農林水産物調製処理加工施設、農林水産物輸送機器等）の整備、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連法人への共同出資又は農林漁業者等による食品の製造・加工事業用資産（食品製造・加工施設、営業権等）の取得を記載すること。

- 3 「農林漁業投資の内容」の欄に農地所有適格法人への出資又は農林漁業関連法人への共同出資を記載した場合は、「整備する施設等の規模・能力等」の欄には、出資割合、出資の手段（現物出資の場合は、その内容）等を記載すること。

(別表6-2)

### 食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

#### 1 連携する環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 資本の額又は出資の総額： ( 年 月 日時点)
- ③ 従業員数又は組合員数： ( 年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

#### 2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への 伝達方法

品目	取引量 (kg、%)			取引額 (千円、%)			その他
	実績( 年度)	計画(5年後)	伸び率	実績( 年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

- 注1 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。
- 2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

#### 3 安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

食品等の品質管理の取組	施設の種類	施設の内容	別表2の 番号
流通新技術の導入			
取引等の情報システム化			

- 注1 「施設の種類」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、いずれかの取組に該当する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設を記載すること。
- 2 「流通新技術の導入」の欄は、注1の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。
- 3 「取引等の情報システム化」の欄は、注1の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によるものを記載すること。
- 4 「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。

(別表 6 - 3)

### 食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

#### 1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

#### 2 せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m <sup>2</sup> 等)	事業費(千円)	別表2の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m <sup>2</sup> 等)	事業費(千円)	別表2の番号
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。



### 3 特定環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

#### (1) 農林漁業経営の概況

--

- 注1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。
- 2 農業にあっては、特定環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。
- 3 申請者が複数人の場合は、申請者ごとに記載することとし、別添2-2の様式へ記載すること。

#### (2) 特定環境負荷低減事業活動の類型

<input type="checkbox"/>	A. 有機農業の生産活動
<input type="checkbox"/>	B. 廃熱の回収利用その他の地域資源の活用により、温室効果ガスの排出の量の削減に資する農林漁業の生産活動
<input type="checkbox"/>	C. 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動
↳	<input type="checkbox"/> a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
	<input type="checkbox"/> b. 温室効果ガスの排出の量の削減
	<input type="checkbox"/> c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
	<input type="checkbox"/> d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
	<input type="checkbox"/> e. 餌料等の投与等により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
	<input type="checkbox"/> f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
	<input type="checkbox"/> g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若くは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
	<input type="checkbox"/> h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注1 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

2 C.の場合、当該取組がa.～h.のうちどの項目に該当するかチェック（レ）を付けること。

#### (3) 特定環境負荷低減事業活動の推進方向

--

注1 特定環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。

- 2 ①生産又は流通・販売の方式の共通化、②地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大について、その内容が分かるように記載するとともに、それぞれの該当箇所に下線を付すこと。
- 3 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う特定環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

#### (4) 特定環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：       年       月   ～       年       月（目標年度）
---

注 原則5年間（5作期）を定めること。

#### (5) 特定環境負荷低減事業活動の内容及び目標

（土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合）

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
	（有機質資材の施用）	（現状）
		（目標）
	（化学肥料の施用減少）	（現状）
		（目標）
	（化学農薬の使用減少）	（現状）
		（目標）
特定環境負荷低減事業活動 の取組面積等		（現状）
		（目標）

- 注1 作物ごとに記載し、記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA 等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。
  - 3 「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、C/N比等）を記載すること。
  - 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材については1作当たりの施用（t/10a）量及び窒素投入量（kgN/10a）、化学肥料については1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量（kgN/10a）、化学農薬については1作当たりの成分使用回数（回）を記入すること。
  - 5 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果及び取り組む圃場の位置を判別することができる地図（各圃場で栽培する作物名が分かるもの）を添付すること。

- 6 申請者が複数人の場合は、申請者ごとの実施内容、面積等が分かるように記載することとし、別添 3-2 の様式へ記載すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式） (内容)	資材の使用量等 (現状)
			(目標)
		特定環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 「類型」には3(2)で選択した類型のアルファベットを記載すること。  
 3 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。  
 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。  
 5 申請者が複数人の場合は、申請者ごとの取組内容、面積等が分かるように記載することとし、別添 3-2 の様式へ記載すること。

#### (6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模	a	a
イ：売上高	千円	千円
ウ：経営費（生産コスト）	千円	千円
エ：所得（イーウ）	千円	千円

- 注1 特定環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。  
 2 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。  
 3 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。  
 4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。  
 5 申請者が複数人の場合は、申請者ごとに記載することとし、別添 2-2 の様式へ記載すること。

#### (7) 特定環境負荷低減事業活動の実施体制

--



- 注 1 特定環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
- 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。
- 3 環境負荷の低減に関する目標について、達成状況をどのような体制・方法で評価するかを記載すること。

#### 4 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者、関連措置実施者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設ける、又は、別添 4-2 の様式へ記載すること。

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

- 注 1 「使途・用途」については、特定環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表 2 に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表 3 に、それぞれ必要事項を記載すること。
- 2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。
- 3 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表 1 及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

#### 5 特例措置の活用に関する事項

特例措置を活用する場合は、申請者、関連措置実施者ごとに別表 1 に記載し、添付すること。

#### 6 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく特定環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

適正な防除

病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的な

エネルギー消費がないよう努める。

悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

**【その他記入欄】**

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

**(添付書類)**

申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 関連措置実施者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面
- 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

(別表 1)

### 特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には、名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに記載することとし、団体申請の場合は、別添 4-2 の様式へ記載すること。

活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	<input type="checkbox"/>	別表 2、別表 4
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	<input type="checkbox"/>	別表 2、別表 5-1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	<input type="checkbox"/>	別表 2、別表 5-2
	食品流通改善資金	<input type="checkbox"/>	別表 2、別表 6
農地を農地以外のものにする場合		<input type="checkbox"/>	別表 3、別表 7-1
農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合		<input type="checkbox"/>	別表 3、別表 7-2
補助金等交付財産の目的外使用をする場合		<input type="checkbox"/>	別表 8
みどり投資促進税制を活用する場合		<input type="checkbox"/>	別表 2

注 1 活用を予定している特例措置にチェックすること。

2 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。

3 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地(予定所在地)が分かる図面等の資料を添付すること。

4 日本政策金融公庫等の資金の貸付や投資促進税制を活用して施設を整備する場合には、必要事項を別表 3 に記載の上、これを添付すること。



(別表3)

### 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には、名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに記載すること。

#### 1 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				農地法の特例	
	施設の種類・用途等	新設等の別	建築面積	所在	地番	地目			面積
						登記簿	現況		

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
2 「番号」は、別表2の番号と対応するように記載すること。  
3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。  
4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。  
5 農地法の特例措置を必要とする場合には、「農地法の特例」欄に○印を記載するとともに、別表7に必要事項を記載の上、これを添付すること。

#### 2 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間						
	年	月	日	～	年	月	日
	年	月	日	～	年	月	日

注 「番号」の欄は、別表2の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表 4)

農業改良措置に関する事項  
(法第 23 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名：
-----

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の新たな生産方式の導入	

注 1 当該措置の内容が該当する区分にチェック (レ) を付けること。

2 様式第 4 号に記載した環境負荷低減事業活動のうち、該当する区分において、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を次のとおり記載すること。

- (1) 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、新たな品目 (品種を含む。) の取組面積又は従来と同様の品目での規模拡大の内容 (ただし、環境への負荷の低減に資する場合に限る。)
- (2) 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)
① 設備投資額					
② 運転資金額					
③ 資金調達額合計 (① +②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 実施計画の「4 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

(添付書類) 以下の書類を添付すること。

- 借入申込希望書兼経営改善資金計画書 (農業経営改善関係資金基本要綱別紙 1)
- 事業費のわかる資料 (見積書の写し等)

(別表 5 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項  
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 申請者が法人その他の団体の場合は、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

(2) 生年月日 (法人の場合は法人の設立年月日)

(3) 現在の経営の概要

経営類型	1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他( )			
経営規模	区	分	現 状	目 標 ( 年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 ( 年度)

注 様式第 4 号に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

(2) 管理方法

	現 状	目 標 ( 年度)
①家畜から排出される排せつ物の量	t / 年	t / 年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 ( ) ②の合計		
④ 堆肥製造量		
うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量		
⑤ 堆肥販売量		
うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥販売量		

注1 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

2 「うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち様式第4号に記載した特定環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設の整備の概要

以下の「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

**【講ずる措置の類型】**

家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの

家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの

その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）



(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施設規模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現状	目標(年度)			
施設 ・ 機 械 の 種 類				別表2 に記載	別表2 に記載	
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設名	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料(千円) 利用期間(年～年)	支払 年度	別表2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名(現物出資の場合のみ)	出資額又は現物取得に 必要な事業費(千円)
現物出資・現金出資		

※参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 5 - 2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項  
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称： 代表者の氏名：
----------------

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

--

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の種類・頭羽数	家畜排せつ物の管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち特定環境負荷低減事業活動に係る製造量）及び販売量（うち特定環境負荷低減事業活動に係る販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 ( 年度)

注 様式第 4 号に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 ( 年度)
①家畜排せつ物の管理量	t/年	t/年
家畜頭数換算		
牛	頭	頭
豚	頭	頭
鶏	羽	羽
馬	頭	頭
その他 ( )	頭・羽	頭・羽
②堆肥製造量	t/年	t/年
うち特定環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量	t/年	t/年
④ 堆肥販売量	t/年	t/年
うち特定環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量	t/年	t/年

注1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち様式第4号に記載した特定環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

具体的な内容等は、(2)に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容	施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
	現 状	目 標 ( 年度)			
施設 ・ 機 械 の 種 類			別表2 に記載	別表2 に記載	
合計					

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

4 資金の調達方法

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表6)

食品等流通合理化事業に関する事項  
(法第27条関係)

1 特例を必要とする者の氏名等

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 食品等流通合理化事業の目標

注 特定環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該食品等流通合理化事業を実施しようとする背景となる事情、食品等流通合理化事業の実施により実現を目指す姿、目標数値等を定量的又は定性的に記載すること。

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

(1) 食品等流通合理化事業の内容

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の3(3)に記載すること。また、当該内容に該当する以下の「講ずる措置の類型」にチェック(レ)を付けること(複数選択可)。

【講ずる措置の類型】

- 流通の効率化(イ)  品質管理及び衛生管理の高度化(ロ)  
 情報通信技術その他の技術の利用(ハ)  国内外の需要への対応(ニ)  
 その他食品等の流通の合理化のために必要な措置(ホ)

(2) 食品等流通合理化事業の実施時期

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の3(4)と異なる場合は記載すること。

年度 ～ 年度

注 食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

- ① 事業所又は卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始(開設)年月日：
- ④ 事業内容：

(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

別表2に記載すること。

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法  
別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

--

注1 当該食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓）が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。

2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

#### 6 借入する資金

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品等生産製造提携型施設		別表6-1
食品等生産販売提携型施設		別表6-2
卸売市場機能高度化型施設		別表6-3

(別表6-1)

食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等製造業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 連携する特定環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 資本の額又は出資の総額： ( 年 月 日時点)
- ③ 従業員数又は組合員数： ( 年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の農林漁業者等への伝達方法

品目	取引量 (kg、%)			取引額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注1 特定環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う農林漁業投資

実施者	年度	農林漁業投資の内容	整備する施設等の規模・能力等 (㎡等)	事業費 (千円)	別表2の番号
	別表2に記載			別表2に記載	
	別表2に記載			別表2に記載	
	別表2に記載			別表2に記載	

注1 安定的な取引関係を確立する農林漁業者が、別表2に記載した設備等への投資を行う場合は、その内容を記載すること。

2 「農林漁業投資の内容」の欄は、安定的な取引関係を確立する農林漁業者が実施する、農林漁業

用生産施設（種苗施設、農林漁業用生産機械、農林水産物貯蔵施設等）の整備、農林漁業用共同利用生産施設（堆厩肥舎、農林水産物集出荷施設、農林水産物調製処理加工施設、農林水産物輸送機器等）の整備、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連法人への共同出資又は農林漁業者等による食品の製造・加工事業用資産（食品製造・加工施設、営業権等）の取得を記載すること。

- 3 「農林漁業投資の内容」の欄に農地所有適格法人への出資又は農林漁業関連法人への共同出資を記載した場合は、「整備する施設等の規模・能力等」の欄には、出資割合、出資の手段（現物出資の場合は、その内容）等を記載すること。

(別表6-2)

### 食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

#### 1 連携する特定環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 資本の額又は出資の総額： ( 年 月 日時点)
- ③ 従業員数又は組合員数： ( 年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

#### 2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への伝達方法

品目	取引量 (kg、%)			取引額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注1 特定環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物とその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

#### 3 安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

食品等の品質管理の取組	施設の種類	施設の内容	別表2の 番号
流通新技術の導入			
取引等の情報システム化			

注1 「施設の種類」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、いずれかの取組に該当する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設を記載すること。

2 「流通新技術の導入」の欄は、注1の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。

3 「取引等の情報システム化」の欄は、注1の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によるものを記載すること。

4 「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。



(別表 6 - 3)

### 食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

#### 1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

#### 2 せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m <sup>2</sup> 等)	事業費(千円)	別表2の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m <sup>2</sup> 等)	事業費(千円)	別表2の番号
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載する

(別表 7 - 1)

(別表 3) の施設の番号：

農地法第 4 条第 1 項の特例措置の申請 (法第 28 条第 1 項関係)

注 1 農地法の特例措置 (農地を農地以外のものにする場合) を必要とする場合に記載すること。

2 別表 3 に記載した施設ごとに作成すること。

1 農地を転用する者の氏名等	氏 名	住 所			
2 施設の種類					
3 土地の所在等	土地の所在	地番	耕作者の氏名		
	計 筆	m <sup>2</sup> (田	m <sup>2</sup> 、畑	m <sup>2</sup> )	
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から完成 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m <sup>2</sup>
	建築物			m <sup>2</sup>	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
7 その他参考となるべき事項					

注 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。

3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

4 「その他参考となるべき事項」欄には、関連法令の許認可手続きの状況について記載すること (農業振興地域の整備に関する法律、宅地造成等規制法 など)。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、定款若しくは寄付行為の写し又は登記事項証明書 (その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。)

(2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)

(3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面 (別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 と整合性を図ること。)

(5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面

(6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書 (意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)

(7) その他参考となるべき書類

(別表 7 - 2)

(別表 3) の施設の番号：

農地法第 5 条第 1 項の特例措置の申請（法第 28 条第 2 項関係）

注 1 農地法の特例措置（農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためにこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を必要とする場合に記載すること。

2 別表 3 に記載した施設ごとに作成すること。

1 当事者の氏名 及び住所	当事者の別	氏 名	住 所		
	譲 受 人				
	譲 渡 人				
2 施設の種類					
3 土地の所有者の 氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
計 筆 m <sup>2</sup> (田 m <sup>2</sup> 、畑 m <sup>2</sup> )					
4 権利を設定し、又 は移転しようとする 契約の内容	権利の種類	権利の設定 ・移転の別	権利の設定 ・移転の時期	権利の存続期間	
5 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m <sup>2</sup>
	建築物			m <sup>2</sup>	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
6 転用することによ って生ずる付近の農 地又は採草放牧地、 作物等の被害の防除 施設の概要					
7 その他参考となる べき事項					

注 1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。

3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

4 譲渡人が 2 者以上存在する場合にあっては、1 及び 3 の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表 1 及び表 2 により記載することができるものとする。

5 「その他参考となるべき事項」欄には、関連法令の許認可手続きの状況について記載すること（農業振興地域の整備に関する法律、宅地造成等規制法 など）。

(添付資料)

以下の書類を添付すること。

(1) 当事者が法人の場合にあっては、定款若しくは寄付行為の写し又は登記事項証明書（その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）

- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4と整合性を図ること。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(表1) 別表7-2の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

(表2) 別表7-2の3の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
			権利の種類及び内容	権利者の氏名
計	筆	m <sup>2</sup> （田	m <sup>2</sup> 、畑	m <sup>2</sup> 、採草放牧地 m <sup>2</sup> ）

注 本表は、（表1）の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

(別表 8)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請（法第30条関係）

番号	氏名	補助金等交付財産の 補助金等交付省庁の名称	補助金等交付財産の 補助金等の名称
①			
②			
③			

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 活用しようとする補助金等交付財産に関して、それぞれ補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の活用に係る申請書等を添付すること。

3 必要に応じて図面や写真を添付するなど、補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。

4 氏名には、本計画の申請者及び関連措置実施者の氏名を記載すること。

様式第5号

年 月 日

- 〇〇農林水産事務所（農林事業所）長 様
- 〇〇畜産事務所長 様

市町長

（特定）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請  
について（進達）

このことについて、次のとおり申請がありました。

申請者

氏 名	
住 所	

注 申請書類一式を添付する。

様式第6-1号（環境負荷低減事業活動の類型 a、特定環境負荷低減事業活動の類型 A・C の a 用）

（特定）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に対する意見書

年 月 日

〇〇農林水産事務所（農林事業所）長

1 申請者

氏 名	
住 所	

2 実施計画に対する意見書

①目標	【1】3の(3)(5)が3の(2)で選択した類型についての内容となっているか	<input type="checkbox"/>
②活動の内容	【2】3の(4)が原則5年間(5作期)の設定になっているか	<input type="checkbox"/>
	【3】【特定のみ】3の(3)の①②が地域への波及・普及する内容となっているか	<input type="checkbox"/> ・該当無
	【4】3の(5)が審査基準の1の(1)(2)(4)及び2を満たしているか	<input type="checkbox"/>
	【5】3の(6)が審査基準の1の(3)を満たしているか	<input type="checkbox"/>
	【6】4が3の(3)(5)の推進に必要なものを記載しているか	<input type="checkbox"/> ・該当無
③実施体制	【7】3の(7)が3の(2)で選択した類型や(3)を推進する体制が記載されているか	<input type="checkbox"/>
	【8】【特定のみ】3の(7)に達成状況を評価する体制・方法が記載されているか	<input type="checkbox"/> ・該当無
④その他	【9】2に関連措置事業者がいる場合、3の(3)(7)に当該者が行う活動や役割等が記載されているか	<input type="checkbox"/> ・該当無
	【10】5の特例措置の活用について、別表及び必要な書類が添付されているか	<input type="checkbox"/> ・該当無
	【11】6が業種に応じてチェックが入っており、チェックが付かない項目に関して「その他記入欄」に理由、改善予定等が記載されているか	<input type="checkbox"/>

※実施計画（様式3、4）について「・該当無」のいずれかに印（チェック）をする。

【上記を踏まえた意見】



様式第6-2号（環境負荷低減事業活動の類型 a、特定環境負荷低減事業活動の類型 A・C の a 以外の類型用）

（特定）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に対する意見書

年 月 日

〇〇農林水産事務所（農林事業所）長  
 〇〇畜産事務所長

1 申請者

氏 名	
住 所	

2 実施計画に対する意見書

①目標	【1】 3の（3）（5）が3の（2）で選択した類型についての内容となっているか	<input type="checkbox"/>
②活動の内容	【2】 3の（4）が原則5年間（5作期）の設定になっているか	<input type="checkbox"/>
	【3】 【特定のみ】 3の（3）の①②が地域へ波及・普及する内容となっているか	<input type="checkbox"/> ・該当無
	【4】 3の（5）の取組面積等が3の（6）の経営面積の概ね2分の1以上の面積等で取り組むものとなっているか	<input type="checkbox"/>
	【5】 3の（6）が所得維持又は向上するなど経営の継続性を確保する内容となっているか	<input type="checkbox"/>
	【6】 4が3の（3）（5）の推進に必要なものを記載しているか	<input type="checkbox"/> ・該当無
③実施体制	【7】 3の（7）が3の（2）で選択した類型や（3）を推進する体制が記載されているか	<input type="checkbox"/>
	【8】 【特定のみ】 3の（7）に達成状況を評価する体制・方法が記載されているか	<input type="checkbox"/> ・該当無
④その他	【9】 2に関連措置事業者がいる場合、3の（3）（7）に当該者が行う活動や役割等が記載されているか	<input type="checkbox"/> ・該当無
	【10】 5の特例措置の活用について、別表及び必要な書類が添付されているか	<input type="checkbox"/> ・該当無
	【11】 6が業種に応じてチェックが入っており、チェックが付かない項目に関して「その他記入欄」に理由、改善予定等が記載されているか	<input type="checkbox"/>

※実施計画（様式3、4）について「・該当無」のいずれかに印（チェック）をする。

【上記を踏まえた意見】

様式第7号

(特定) 環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に対する意見書

年 月 日

〇〇農業技術指導所長

1 申請者の概要

氏 名	
住 所	
生 産 状 況	

2 実施計画に対する意見書

(1) 計画の達成される見込み	計画上見込まれる 計画上見込まれない
(2) 目標を達成するために導入する設備等が適当なものか	適 否 該当なし
(3) 土壌診断結果からの意見	
(4) その他意見	

年 月 日

市町長 様

広島県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る意見の聴取について

年 月 日付けで次の者から別添写しのとおり申請があった特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関し、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 17 項の規定に基づき、意見を求めます。回答については、年 月 日までにお願いします。

- 1 住所：
- 2 氏名：

（備考）

- 1 「市町長」には、特定環境負荷低減事業活動実施計画の実施区域を含む関係市町村長の氏名を記載すること。
- 2 別添として申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。

様式第9号（法第21条第17項関係）

年 月 日

広島県知事 様

市町長

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関する意見の聴取について（回答）

年 月 日付け第 号で意見の求めがあった特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について、次のとおり回答します。

意見の内容

（備考）

特定環境負荷低減事業活動実施計画について意見がある場合には、その内容を記載すること。（認定が適当と認める場合には、その旨を記載すること。）

年 月 日

様

広島県知事

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、認定をします。

認定番号：みどり〇-□□□号

認定の有効期間： 年 月 日

環境負荷低減事業活動の種類：

年 月 日

様

広島県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 21 条第 6 項の規定に基づく農林水産大臣、〇〇市町長の同意を得た上で、同条第 1 項の規定に基づき、認定をします。

認定番号：みどり（特定）〇-□□□号

認定の有効期間： 年 月 日

特定環境負荷低減事業活動の類型：

また、次の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第 21 条第 4 項第 1 号ロに規定する施設の用に供することを目的として次の農地を農地以外のものにする場合には、法第 28 条第 1 項の規定により、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項の許可があったものとみなされます。（※1）

1 農地を転用する者の住所等

<u>氏名</u>	<u>住所</u>

2 土地の所在等

<u>土地の所在</u>	<u>地番</u>	<u>地目</u>		<u>面積</u> ( <u>m<sup>2</sup></u> )	<u>備考</u>
		<u>登記簿</u>	<u>現況</u>		


また、次の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第21条第4項第1号ロに規定する施設の用に供することを目的として次の農地を農地以外のものにするため、これらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、法第28条第2項の規定により、農地法第5条第1項の許可があったものとみなされます。(※2)

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容		備考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定・移転の別	

また、次の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第21条第4項第2号に規定する補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、法第30条の規定により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなされます。(※3)

補助金等交付財産を活用する者の氏名	補助金等交付財産の補助金等交付省庁の名称	補助金等の名称

(備考)

- 1 下線部分は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して、法第21条第6項の規定に基づく協議を行った場合に、記載する。
- 2 ※1 二重下線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の導入に係る行為が農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、※2 波線部分は、同法第5条第1項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、それぞれ記載する。
- 3 ※3 破線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の活用が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認を受けなければならない場合に記載する。
- 4 記については、農地を転用する者、譲受人又は補助金等交付財産を活用する者ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 5 別添として、本通知に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の写しを添付する。



年 月 日

様

広島県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 13 号（法第 21 条第 18 項関係）

年 月 日

市町長 様

広島県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る通知

年 月 日付け第 号で意見を聴取したこのことについて、別添写しのとおり当該特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定したため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 18 項の規定に基づき、その旨通知する。

（備考）

別添として、認定通知書及び特定環境負荷低減事業活動計画の写しを添付する。

様式第 14 号（法第 21 条第 19 項関係）

年 月 日

中国四国農政局長 様

広島県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る通知

年 月 日付け第 号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり当該特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定したため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 19 項の規定に基づき、その旨通知する。

（備考）

別添として、認定通知書の写しを添付する。

様式第 15 号（法第 20 条第 1 項、法第 22 条第 1 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者（代表者）

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、次のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、申請します。

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 1 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 1 項」と記載するものとする。
- 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 変更後の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画のほか、変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況を記載した書面（別記様式第 19 号）を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 16 号（法第 20 条第 1 項、法第 22 条第 1 項関係）

変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

広島県知事 様

申請者（代表者）

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、年度の変更前の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

(1) 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用減少に取り組む場合

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
	（有機質資材の施用）	（現状）	
		（目標）	
	（化学肥料の施用減少）	（現状）	
		（目標）	
	（化学農薬の使用減少）	（現状）	
		（目標）	
	（特定）環境負荷低減事業活動 の取組面積等	（現状）	
		（目標）	
備考			

(2) 上記以外の活動類型の場合

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
		（内容）	（現状）	
			（目標）	
		（特定）環境負荷低減事業活動 の取組面積等	（現状）	
	（目標）			
備考				

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。  
 評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた  
 C：ほとんど実施していない  
 （Cの場合は、理由と今後の取組を備考欄に記載すること。）

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には、名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 申請者、関連措置実施者ごとに記載すること。  
 3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

【導入状況】

導入時期	番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例措置
○年	月 ①						
	月 ②						
	小計						
○年	月 ③						
	月 ④						
	小計						
合計							

- 注1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。  
 2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。  
 4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。  
 5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～エ）を記載すること。（活用がない場合は空欄）  
 ア：農業改良資金  
 イ：畜産経営環境調和推進資金  
 ウ：食品流通改善資金  
 エ：みどり投資促進税制  
 6 設備等の導入をする場合は、特例措置の活用の有無にかかわらず記載すること。

様式第 17 号（法第 20 条第 2 項、法第 22 条第 2 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

広島県知事 様

申請者（代表者）

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、次のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、届け出ます。

1 軽微な変更の内容

変更前	変更後

2 変更理由

（備考）

- 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 2 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 2 項」と記載するものとする。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

様

広島県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、年 月 日付け第 号により認定した（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、次の理由によりその認定を取り消します。

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（備考）

通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 3 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 3 項」と記載するものとする。



年 月 日

様

広島県知事

(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

令和 年 月 日付けで申出のあったこのことについて、令和 年 月 日付け第  
号により認定した (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画を取り消します。

様式第 20 号（法第 46 条第 1 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

広島県知事 様

申請者（代表者）

住 所

氏 名

年 月 日付け〇〇第〇号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、次のとおり 年度の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

(1) 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用減少に取り組む場合

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
	(有機質資材の施用)	(現状)	
		(目標)	
	(化学肥料の施用減少)	(現状)	
		(目標)	
	(化学農薬の使用減少)	(現状)	
		(目標)	
	(特定) 環境負荷低減事業活動の取組面積等	(現状)	
		(目標)	
備考			

(2) 上記以外の活動類型の場合

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
		(内容)	(現状)	
			(目標)	
		(特定) 環境負荷低減事業活動の取組面積等	(現状)	
			(目標)	
備考				

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。  
 評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた  
 C：ほとんど実施していない  
 （Cの場合は、理由と今後の取組を備考欄に記載すること。）

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には、名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 申請者、関連措置実施者ごとに記載すること。  
 3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

【導入状況】

導入時期	番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例措置
○年	月 ①						
	月 ②						
	小計						
○年	月 ③						
	月 ④						
	小計						
合計							

- 注1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。  
 2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。  
 4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。  
 5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～エ）を記載すること。（活用がない場合は空欄）  
 ア：農業改良資金  
 イ：畜産経営環境調和推進資金  
 ウ：食品流通改善資金  
 エ：みどり投資促進税制  
 6 設備等の導入をする場合は、特例措置の活用の有無にかかわらず記載すること